

1. 議事日程

[平成22年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目]

平成22年 6月11日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 同意第3号 安芸高田市副市長の選任の同意について
日程第4 同意第4号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第5 同意第5号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第6 同意第6号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第7 同意第7号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について
日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10 議案第57号 安芸高田市退職手当審査会設置条例
日程第11 議案第58号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第59号 安芸高田市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第60号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第61号 財産の無償譲渡について
日程第15 議案第62号 財産の無償貸付について
日程第16 議案第63号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例
日程第17 議案第64号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第65号 安芸高田市鳥獣被害防止総合対策分担金徴収条例
日程第19 議案第66号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

15番 金 行 哲 昭 16番 入 本 和 男

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総務企画部長	清 水 盤
市 民 部 長	廣 政 克 行	福祉保健部長兼福祉事務所長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	大 野 逸 夫	建設部長兼公営企業部長	河 野 正 治
消 防 本 部 消 防 長	光 下 正 則	教 育 次 長	田 丸 孝 二
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	岡 田 敦 男	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	箕 越 秀 美	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総 務 課 長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文
政 策 企 画 課 長	竹 本 峰 昭		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4名)

事 務 局 長	佐々木 清	事 務 局 次 長	外 輪 勇 三
主 査	森 岡 雅 昭	主 任	藤 堂 洋 介



午前 10時00分 開会

○藤井議長 それでは、皆さん、改めておはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
佐々木事務局長。

○佐々木事務局長 それでは、諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、2件の報告がありました。
第3点、市長より、平成21年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係る繰越計算書及び平成21年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰越計算書の提出がありました。
第4点、市長より、市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況について、2件の報告がありました。また、安芸高田市土地開発公社の経営状況について報告がありました。
第5点、市長より、請願の処理経過及び結果報告がありました。
第6点、監査委員より、平成22年4月分例月出納検査の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において15番 金行哲昭君及び16番 入本和男君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。

○金行議会運営委員長 平成22年第2回定例会の運営につきまして、去る6月3日及び6月7日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたし

ます。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月23日までの13日間といたしました。議事の都合により、6月12日、13日及び16日から22日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意5件、諮問2件、議案10件、計17件でございます。議案審議につきましてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第57号、58号、63号につきましては総務企画常任委員会へ、議案第65号は産業建設常任委員会へ、それぞれ提案理由の説明後、質疑を受け、付託することにいたしました。その他の案件につきましては委員会付託を省略することにいたしました。また、同意5件、諮問2件につきましても委員会付託を省略することにいたしました。議事の都合上、同意4号から6号の3件及び諮問2号と3号の2件及び議案60号から62号の3件につきましては、一括議題させていただきます。

次に、一般質問の取り扱いについては、12人からの通告がありましたので、2日間の日程といたします。通告順に14日が6人、15日が6人いたします。

なお、最終日において、工事請負契約の議案が3件と葬斎場建設調査特別委員会の設置が提案されている運びとなっております。

以上、報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、会期は、13日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第3号 安芸高田市副市長の選任の同意について

○藤井議長 日程第3、同意第3号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を議題といたします。

ここで、藤川幸典君の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時06分 休憩

午前 10時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 再開いたします。

この際、議案の朗読を省略したいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成22年第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方、御多用の中御参集をいただき、まことにありがとうございます。

最近は、連日、非常によい天候が続いておりますが、これから梅雨の時期を迎えます。この時期は災害の発生が心配をされる季節でもあります。有事に備え、関係機関との連携を密にしておりますが、飲料水の確保、農作物の育成にとって、適度な降雨の梅雨であってほしいものだと願っております。

また、御承知のように、宮崎県におきましては、家畜伝染病である口蹄疫の感染拡大が非常に心配をされております。本市におきましても、関係機関と連携し、消石灰の無料配布などを実施をしているところでございますが、今後におきましても引き続き口蹄疫のウイルスの侵入防止に努め、口蹄疫が発生しないよう努力してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に対し、本日、同意5件、諮問2件、議案10件を提出をさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いしたいと思います。

それでは、同意第3号「安芸高田市副市長の選任の同意について」提案理由を御説明いたします。

本件は、地方自治法第162条の規定に基づき、本年6月30日で任期満了となる藤川幸典副市長を引き続き選任することについての議会の同意を求めるものであります。

藤川幸典さんは、すぐれた行政経験と識見を有しておられ、これからの行政施策を進めていく上で必要不可欠な人材であり、副市長に適任であると確信をしております。

何とぞ御同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。  
討論がありますので、まず、本件に対する反対討論の発言を許します。  
(反対討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認めます。  
次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。  
13番 赤川三郎君。

○赤川議員 副市長の選任同意について、私の思いを述べながら、賛成の立場で討論を述べさせていただきます。

再任でありますので、藤川幸典氏の経歴等については省略いたしますが、御承知のとおり、平成18年7月1日に副市長として就任以来、1期4年間で、その持てる力を十分発揮され、実直な人柄と行動力で職務に邁進されたことと高く評価されておるところでございます。

藤川幸典氏は行政経験も豊富で、市職員はもとより、地域住民との信頼関係も幅広く厚く、常に冷静沈着な状況判断と実行力で難局を切り開いてこられました。この手腕は、私ども大いに認めるところであります。浜田市長からも高く評価され、期待も大きいものと推察し、このたび再任の同意となったものと理解しております。

これからもこれまで以上、体調には十分注意され、浜田市長の右腕として、その能力を遺憾なく発揮し、さらなる安芸高田市の発展に御尽力されることを期待しながら、賛成の討論とさせていただきます。

○藤井議長 引き続き、賛成討論の許可をいたします。

10番 山本優君。

○山本議員 10番、会派絆の山本でございます。会派を代表して、同意第3号「安芸高田市副市長の選任の同意について」賛成の討論を行います。

平成18年7月に収入役より助役と就任され、その後、副市長へ名称変更されました。この呼び名を用いることで市長を補佐し代理する職であることをはっきりさせ、政策に取り組むスピードを上げ、行財政改革の推進や住民と行政の協働によるまちづくりの体制を強化させるなど、さまざまな課題を早急に解決させていくことをねらってこられました。

本市を取り巻く厳しい財政状況や社会情勢の変化など、さまざまな課題に対応し、地方分権時代にふさわしい協働のまちづくりを進めるため、新たな改革の視点に立った抜本的な改革を藤川副市長は平成17年4月からの安芸高田市行政改革に市長とともに取り組まれました。市民の参画と協働による質の高い行政経営の確立を目指し、平成22年からの第2次安芸高田市行政改革に着手されるなど、その効果は政策面など含め、確実に出ており、市民の皆さんが高く評価していることは間違いないと考えております。安芸高田市はサービスがきめ細かくなった、やることが早くなった、親切になったなど、具体的な生の声を上げることこそが評価になると考えております。

これまでの経過を含め、市民の皆さんに本市が抱える現実とそれに対する行政改革の取り組みを明らかにするとともに、市職員一人一人がみずから原動力となるためにも、副市長のポストが適任であると考え、賛成討論といたします。

○藤井議長 引き続き、賛成討論の許可を許します。

(賛成討論なし)

○藤井議長 賛成討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、同意第3号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~  
午前 10時15分 休憩

午前 10時19分 再開
~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第4 同意第4号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第5 同意第5号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第6 同意第6号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○藤井議長 日程第4、同意第4号から日程第6、同意第6号までの「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件、3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第4号、第5号、第6号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」提案理由を御説明申し上げます。

本件は、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員3名の任期が本年6月14日で満了となることに伴い、後任の委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、それぞれ議会の同意をを求めるものであります。

まず、同意第4号は、現委員の藤嶋義久さんを引き続き委員に選任したいとするものであります。

藤嶋さんは、広島市安佐北区安佐町にお住まいでございまして、国税局勤務を経て、現在は税理士として御活躍をされております。

次に、同意第5号は、現委員の女鳥清治さんを引き続き委員に選任したいとするものであります。

女鳥さんは、甲田町にお住まいでございまして、国税局勤務を経て、現在は税理士として御活躍をされております。

次に、同意第6号は、現委員の木原張登さんを引き続き委員に選任したいとするものであります。

木原さんは、向原町にお住まいでございまして、財務省中国財務局勤務を経て、現在は行政書士として御活躍をされております。

以上3名の皆様は、いずれも豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方々であります。安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をしております。

何とぞ御同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○藤井議長 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。
これより、同意第4号から同意第6号までの「安芸高田市固定資産評価
審査委員会委員の選任の同意について」の件について、3件を一括して
採決いたします。

本3件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本3件は、これに同意することに決
定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 同意第7号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○藤井議長 日程第7、同意第7号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意につ  
いて」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第7号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」提案  
理由を御説明申し上げます。

本件は、現委員である泉憲始委員の任期が本年6月14日で満了となる  
ため、泉憲始さんを引き続き委員に選任したく、地方公務員法第6条第2  
項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

泉さんは、高宮町にお住まいで、高田郡農協の総務部長などを歴任を  
されました。もとより民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事  
行政にも精通された方でございます。

何とぞ御同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付  
託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。  
これより、同意第7号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意につ  
いて」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決定  
いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて

○藤井議長 日程第8、諮問第2号及び日程第9、諮問第3号の「人権擁護委員の推薦

につき意見を求めることについて」の件、2件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 諮問第2号及び第3号は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦をするに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

まず、諮問第2号は、本年1月31日をもって辞任をされました美土里町の小谷啓佑委員の後任候補として、同じく美土里町の藤井敏法さんを推薦するものであります。

藤井敏法さんは、美土里町にお住まいで、広島法務局勤務を経て、現在は司法書士として御活躍でございます。これまで人権擁護及び啓発活動に積極的に取り組まれており、人権問題について深く認識をされておられます。

次に、諮問第3号は、現委員である清水素子委員の任期が本年9月30日をもって満了となるため、後任候補者として引き続き、清水素子さんを推薦するものであります。

清水さんは、平成16年から2期6年間、人権擁護委員を務められ、これまで人権相談や人権の花運動などの人権擁護活動に主体的に携わっていただいております。

お二人とも、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方々でございまして、人権擁護委員として適任であると判断をいたし、推薦をするものであります。

御審議の上、適切なる御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

これより、諮問第2号及び諮問第3号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件、2件を一括して採決いたします。

本2件は、諮問のあった2名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本2件は、諮問のあった2名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第57号 安芸高田市退職手当審査会設置条例

○藤井議長 日程第10、議案第57号「安芸高田市退職手当審査会設置条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第57号「安芸高田市退職手当審査会設置条例」について、提案理由を御説明いたします。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、平成22年2月26日の広島県市町総合事務組合議会において、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例の一部の改正が行われ、退職手当の支給制限等の処分について調査、審議を行うために、組合を構成する市町の長の附属機関として退職手当審査会を置くこととされました。これに伴い、安芸高田市退職手当審査会設置条例を提案するものであります。

慎重に審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第58号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第11、議案第58号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第58号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が平成21年6月24日に成立し、本年6月30日から施行されることになりました。また、これとあわせて、地方公務員についても、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律により、同様の改正が行われ、同じく6月30日の施行となります。これに伴い、法律に規定された改正を必要とする条文の一部改正を提案するものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案については、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第59号 安芸高田市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第12、議案第59号「安芸高田市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第59号「安芸高田市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

昨年、第4回臨時会において可決をされました安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴い、本年4月1日から、月60時間を超えた時間外勤務手当の一部の支給にかえて、超過代休時間を指定することができるようになりました。このことから、超勤代休時間を指定された時間において、当該職員が職員団体のための業務等を行うことができるよう、安芸高田市職員団体のための職員の行為の制限特例を追加するものであります。

慎重に御審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第59号の要点を御説明申し上げます。

地方公務員法第55条の2第6項において、職員は条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、または活動をしてはならないとあることから、安芸高田市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例において、給与を受けながら勤務を要しない日とされる国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始、またはこの代休日及び有給休暇、もしくは休職の期間において、職員団体のためその業務を行い、または活動することができる旨を定めております。

このたびの条例改正は、本年の4月1日から、月60時間を超えた時間外勤務手当の一部の支給にかえて、超勤代休時間を指定することができることになったことから、給与を受けながら、この拘束されない代休時間においても職員団体のためその業務を行い、または活動することができる旨を追加するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第59号「安芸高田市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第60号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第61号 財産の無償譲渡について

日程第15 議案第62号 財産の無償貸付について

○藤井議長 日程第13、議案第60号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から日程第15、議案第62号「財産の無償貸付について」の件までの3件を一括議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第60号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」、議案第61号「財産の無償譲渡について」、議案第62号「財産の無償貸付について」の提案理由を御説明申し上げます。

最初に、議案第60号は、行政改革推進計画に基づき、取り組みを進めております地区集会所の地元譲渡について、その手続が完了したことに伴う関係条例の改正でございます。

今回、吉田町の国司集会所を地元へ無償譲渡する手続が終了したことに伴い、安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の別表に規定をしている国司集会所を削除するものであります。

次に、議案第61号は、議案第60号に関連し、地元へ譲渡する吉田町の国司集会所を地域の財産として有効に利活用していただくため、地元の団体へ無償で譲渡をいたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号は、議案第61号と関連し、今回地元へ譲渡する国司集会所の敷地が市有地であることから、市有地を譲渡先に無償で貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、慎重に御審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願い

を申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長より要点の説明を求めます。
総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 議案第60号、61号、62号につきまして、要点の説明を申し上げます。
市の地区集会所につきましては、これまでの行政改革推進計画の中で、管理形態の見直しの整理によりまして、地元に移管をしていく集会所として69施設を定めまして、地域と協議を行い、随時無償で譲渡を進めてきておるところでございます。

また、地域へ無償譲渡する際、集会所の敷地が安芸高田市所有地の場合につきましては、財務規則第164条の規定によりまして、30年を上限として地域へ無償で貸し付けるものでございます。

このたび、地元との協議が調い、吉田町の国司集会所を譲渡するものでございます。

議案第60号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」におきましては、譲渡を行います国司集会所を別表から削除するものでございます。

議案第61号「財産の無償譲渡」、議案第62号「財産の無償貸付」につきましては、関係法令に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案第61号関係の説明資料につきましては、先ほど申し上げました69施設の譲渡の状況を整理をしたものでございます。この4月1日現在で、69施設のうち63施設、率で申し上げますと91.3%が譲渡を完了しておる状況でございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより一括質疑に入ります。質疑がありましたら、議題名を指定して質疑を行ってください。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案3件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより一括討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第60号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から議案第62号「財産の無償貸付について」の件までの3件を起立により一括して採決いたします。

本案3件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案3件は、原案のとおり可決されました。

この際、11時まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時45分 休憩

午前 11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第63号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例

○藤井議長 日程第16、議案第63号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第63号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、美土里町大所、智教寺地区と高宮町川根地域で、昨年10月から試験運行を開始しております市町村運営自家用旅客運送を運営及び管理するために必要な事項を定めるものであります。

なお、施行時期は、安芸高田市新交通システム、お太助ワゴンの運行を10月から全市に拡大させることとあわせ、10月1日とするものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第64号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第17、議案第64号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第64号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、消防法等が改正され、新たに対象火気設備等として、固体酸

化物型燃料電池が位置づけられ、これによる発電設備の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準が定められたこと、また、平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえ、総務省消防庁において検討されていた検討会において、個室ビデオ店等の防火安全対策について、報告書が取りまとめられたことから、国等が示す令に基づき、所要の改正を行うものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、消防長から要点の説明を求めます。

消防長 光下正則君。

○光下消防長 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例について、要点の説明を申し上げます。

1ページの左側、アンダーラインが引かれているところですが、今回の改正は、これまでに実用化されている固体高分子型、リン酸型及び熔融炭酸塩型の燃料電池に加え、固体酸化物型の燃料電池の実用化及び商品化の作業についての一定の進捗が見られたことを踏まえ、新たに対象火気設備等として固体酸化物型燃料電池を位置づけることにより、発電設備の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準が新たに定めたことによる改正でございます。

この電池の主な利用でございますが、消防の分野では、消防用設備に非常電源として自家発電設備、蓄電池設備が使われてきましたが、今までの非常電源に加え、発電効率のよい、水素と酸素を化学分解させて発電させる方式の固形酸化物型燃料電池が使われることになることから、改正されたものでございます。

それと、次のページの消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴い、特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防用に供する設備等に関する省令を引用する条項中、第3条第2項を第3条第3項に、第4条第2項を第4条第3項に改めることによる改正でございます。

主には、一定の設備を有する共同住宅等についての若干の緩和をこの中でされたものでございます。

平成20年10月に発生しました大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえ、総務省消防庁において設置されていた検討会において、個室ビデオ店等の防火安全対策についての報告が取りまとめられたことにより、改正ございまして、これは扉があき放しになって通路をふさぎ、退室を妨げるということがない施設に改善される、自動的にもとへ戻って通路を確保すると、そういった内容のものでございます。

以上で、簡単でございますが、要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第64号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第65号 安芸高田市鳥獣被害防止総合対策分担金徴収条例

- 藤井議長 日程第18、議案第65号「安芸高田市鳥獣被害防止総合対策分担金徴収条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第65号「安芸高田市鳥獣被害防止総合対策分担金徴収条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年度から実施する鳥獣被害防止総合対策交付金事業の事業実施に伴う経費の一部を分担金として徴収するため、新たに安芸高田市鳥獣被害防止総合対策分担金徴収条例を制定するものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案については、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第66号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)

- 藤井議長 日程第19、議案第66号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第66号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,111万円を追加し、予算の総額を232億8,511万円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金1億円、繰入金51万円、市債1,060万円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、土木費1億1,111万円を追加するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を42億40万円と定めるものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 議案第66号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の要点説明を行います。

このたびの補正予算は、県委託県道改良事業費の県道千代田八千代線改良工事における予期せぬのり面崩壊に伴い、県との協議を重ねた結果、交通量も多く、被害の拡大を防ぐ観点から、早期の改良復旧が必要であるとの判断により、県からの委託金の増額を受け、事業費を増額するものでございます。

また、市道改良事業費の勝田根之谷線改良工事の移転補償費の確定に伴う費目の組み替えでございます。

それでは、10ページをお開き願います。歳入でございしますが、15款県支出金、3項の委託金、3目の土木費委託金を1億円、18款繰入金、3項基金繰入金、5目の財政調整基金繰入金を51万円、また21款市債、1項市債、5目の土木債を1,060万円、それぞれ増額するものでございます。

次に、歳出でございします。12ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目の道路新設改良費を1億1,111万円増額、また市道改良事業費を工事請負費から補償費への費目の組み替えをするものでございます。

4ページにお戻りをお願いいたします。地方債の補正でございします。土木事業債を1,060万円追加をし、補正後の借入限度額を1億4,160万円とするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第66号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次回は来週14日午前10時に再開いたします。

大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 11時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員